

「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書

手話は手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語であり、音声言語と同様に重要な情報の獲得とコミュニケーションの手段である。

平成 18 年 12 月に国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の第 2 条で、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されているように手話は言語として国際的に認知されており、我が国は平成 26 年 1 月に同条約を批准したところである。

また、平成 23 年 8 月に成立した改正障害者基本法第 3 条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されており、手話が言語に含まれることを明記している。さらに、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を図るための必要な施策を講じることを義務づけている。

こうした中、手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、国民の理解を促進するとともに、聴覚障害者があらゆる場面において、手話による自由なコミュニケーションを享受できるような社会環境を整備することが求められている。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、手話に関する包括的な法律として「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

東京都羽村市議会議長 瀧 島 愛 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣 あて